

国 地 契 第 5 号
国 官 技 第 2 6 号
国 営 整 第 2 2 号
平成 2 2 年 4 月 2 7 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長
営 繕 部 長 あて

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
地 方 課 長

技 術 調 査 課 長

官 庁 営 繕 部 整 備 課 長

建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 に お け る 総 合 評 価 落 札 方 式 に 関 す る
新 た な 品 質 確 保 対 策 の 試 行 に つ い て

建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 に つ い て は、こ れ ま で も 品 質 確 保 対 策 を 講 じ て き た と こ ろ で あ る が、総 合 評 価 落 札 方 式 で 発 注 し た 低 入 札 業 務 に お い て は、業 務 成 績 評 定 点 に お け る 低 評 価 が 顕 著 に な る 傾 向 が あ り、技 術 提 案 内 容 が 適 正 に 履 行 さ れ な い お そ れ が あ る こ と か ら、当 分 の 間、同 方 式 で 発 注 し た 案 件 に お い て は、技 術 提 案 の 確 実 な 履 行 の 確 保 を 厳 格 に 評 価 す る た め 技 術 提 案 の 評 価 項 目 に 新 た に「履 行 確 実 性」を 加 え て 技 術 評 価 を 行 う こ と を 試 行 す る こ と と し た の で、遺 漏 な き よ う 措 置 さ れ た い。

な お、「建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 に 係 る 低 入 札 価 格 調 査 の 運 用 に つ い て」（平 成 1 9 年 1 0 月 5 日 付 け 国 地 契 第 3 4 号、国 官 技 第 1 7 2 号、国 営 整 第 8 4 - 4 号、国 土 用 第 1 4 - 5 号）、「建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 等 に お け る 低 価 格 受 注 業 務 が あ る 場 合 の 管 理 技 術 者 等 の 手 持 ち 業 務 量 の 制 限 等 の 試 行 に つ い て」（平 成 2 1 年 1 0 月 2 日 付 け 国 地 契 第 2 0 号、国 官 技 第 1 9 4 号）に つ い て は、引 き 続 き 実 施 す る。

記

1. 対 象 業 務

- (1) 原 則 と し て、「公 共 工 事 に 関 す る 調 査 及 び 設 計 に 関 す る 入 札 に 係 る 総 合 評 価 落 札 方 式 の 実 施 に つ い て」（平 成 2 0 年 1 1 月 5 日 付 け 国 官 会 第 1 3 5 4 号、国 地 契 第 3 8 号）の「公 共 工 事 に 関 す る 調 査 及 び 設 計 に 関 す る 入 札 に 係 る 総 合 評 価 落 札 方 式 の 標 準

ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の策定について(平成21年4月20日付け国地契第3号、国官技第11号、国営整第16号)(以下「運用ガイドライン」という。)に基づき総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が1,000万円を超えるものにおいて試行することとする。

- (2) (1)の対象業務においては、「技術提案の履行確実性」について評価する旨を入札公告又は手続開始の公示(以下「入札公告等」という。)及び入札説明書において明らかにするものとする。

2. 技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法

- (1) 地方整備局長及び事務所長(以下「地方整備局長等」という。)は、どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

なお、ヒアリングの実施については、その旨を入札公告等において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ① ヒアリングを実施する旨
- ② ヒアリングを実施する日時及び場所
- ③ その他地方整備局長等が必要と認める事項

- (2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、技術提案書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

- (3) 地方整備局長等は、技術提案書(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、(1)のヒアリング及び(2)の追加資料等をもとに技術提案の履行確実性の審査を行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点(以下「技術提案評価点」という。)をその履行確実性に応じて付与する。

- (4) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階(A～E)で総合的に評価する。

- (5) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(4)の履行確実性の評価をAとし、技術提案評価点に1.0を乗じて評価するものとする。

- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の

確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(4)の評価に基づき、次の表の評価の欄に掲げる履行確実性に関する度合い（履行確実性度）を技術提案評価点に乗じることにより評価するものとする。

評価	履行確実性度
A	1.0
B	0.75
C	0.5
D	0.25
E	0

- (6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）記第4により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。
- (7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

3. その他

- (1) 調査・設計業務の成果は、その後の工事の施工や維持管理にも大きな影響を与えることから、こうした調査・設計業務の総合評価落札方式等の実施にあたっては、具体的な評価テーマに係る技術提案を求め、調査・設計段階から施工、維持管理段階に至るまでの総合的な品質の確保に努めること。
- (2) 本対象業務においては、開札後に価格以外の要素である技術提案に関する評価を行うこととなるため、当該評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。
- (3) 本対象業務において技術提案の履行確実性を評価した場合には、当該業務の落札結果の公表時にその履行確実性度について記載すること。
- (4) 手続きの全体フローについては、別紙を参考とすること。

附 則

この通知は、平成22年5月24日以降に入札手続を開始する業務から適用する。

(別紙) 手続きの全体フロー

